

薬物処遇の在り方に関する検討会（第4回）議事概要

1 日時

令和4年12月7日（水）13：30から15：30まで

2 開催方法

Microsoft Teams による web 会議

3 出席者（五十音順。敬称略）

（構成員）上原憲太郎、岡崎重人、佐伯真由美、松本俊彦

（事務局）法務省保護局

4 議事次第

・開会

・報告等

前回までの検討会の振り返り

・協議

検討会報告書（案）について

・閉会

5 議事概要

冒頭、滝田観察課長から挨拶が行われ、続いて事務局等から、これまでの検討会における議論の内容について、報告がなされた。

検討会の報告書（案）について、保護局から概要説明がなされた後、協議が実施されたところ、構成員の主な意見等は以下のとおり。

○ 大麻事犯者向けプログラムについて

・支援する側からすると依存症に関して本人の否認が強いと感じられる場面でも、本当に症状が軽く正当な自己認識である場合もあるため、案文中の「自身の状況を軽く考える」などの指導者側の視点からの評価と捉えられるような表現については、より中立的な表現に改めることが望ましい。

・大麻を肯定する考え自体が問題であるとするのではなく、大麻事犯者が再犯する場合、その多くが大麻ではなく覚醒剤によるものになるということであれば、より依存性の高い薬物の使用に移行することによる害を軽減する必要について理解させるという方向で記載することが考えられる。

・大麻事犯者の場合、医療機関のプログラムや保護観察対象者のコホート調査（Voice Bridges Project）の脱落率が高い。それは、実際に支援ニーズがないため

で、そういったケースにプログラムを義務付けた場合には、仕方ないから出ているという態度になることも考えられるが、そういった場合であっても、保護観察官が保護観察対象者と対決してしまわないように対応していくことが望ましい。

○専門的援助について

- ・保護観察が終了するまでの間に地域の支援機関・団体に円滑に移行していくということをもっと明確に記載した方がよい。

- ・保護観察所のプログラムで義務付けられる簡易薬物検出検査が地域支援につながりにくくしている面もあるので、専門的援助を受けるよう地域の支援機関につなげた人には簡易薬物検出検査は義務付けないという取扱いにすることが非常に望ましい。

- ・保護観察を実施している立場からすると、簡易薬物検査をきっちりやっている、自らの管理下にあっているような気がすると思うが、本番はその手を離れた後で、手を離れた後にどうしたら孤立しないのか、どうしたら支援につながり続けるのかということを考えなければならぬ。保護観察の期間中だけ良く経過することが究極の目標ではない。

- ・夜間や休日に支援を実施している社会資源を専門的援助として認めていくことが望まれるが、NAについては、その性質上専門的援助を受けていることについて報告を求めることは難しいのではないかと。

- ・今までは誰もが保護観察所のグループワークに参加するというような形だったのが、専門的援助の制度が導入され、保護観察対象者のうち、更生保護施設やダルクのプログラムに通う意思のある者が専門的援助に移行すると、治療や支援なんて必要ないと思っている人が保護観察所のプログラムに集まってしまうことになって、より対応の難しい人ばかり残ってしまうという点で、保護観察所のプログラム実施に与える影響が懸念される。

- ・精神保健福祉センターの業務として、依存症支援は非常に大事な柱となっており、利用者自身が相談を受けることを自身のメリットとして感じられることが大切だと思っている。専門的援助として義務になったとしても、そうした利用者との関わり方は変えなくてもよいとされることが受ける側の安心材料になる。

○その他

- ・大麻使用の少年で支援につながっている事例からすると、通院時に勉強や恋の話をするなど生き方に寄り添った関わりをすることや、元々の在籍校に復学できたなど居場所や戻る場所があったことがつながり続けた要因であったと考えられる。

- ・女性は支援から脱落しやすいので対応が難しいのが実際である。少し孤立すると男性の誘いに乗って住む場所を転々としてしまうことがあるなど、女性に対する支援を継続するためにどのように対応するのがよいか引き続き考えていく必要がある。